

各務原市一級建築士資格取得支援金交付要綱

(平成31年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 職員（常時勤務を要する一般職の各務原市の職員をいい、他の地方公共団体その他の団体から派遣された者及び再任用職員を除く。以下同じ。）の一級建築士の資格の取得（以下「資格取得」という。）に要する経費について、予算の範囲内において各務原市一級建築士資格取得支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象職員)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象職員」という。）は、補佐（各務原市行政組織規則（昭和46年規則第15号）第24条第1項の補佐をいう。）以下の職員であって、資格取得を達成したものとする。

(補助対象経費)

第3条 支援金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象職員が資格取得に際し知識及び能力を習得することを目的として受講した講座の受講料とする。ただし、職員となる前に受講した講座の受講料は除く。

(支援金)

第4条 支援金の交付は、職員が在職する間を通じて1人当たり1回とする。

2 支援金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、63万2,000円を限度とする。ただし、支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象職員は、各務原市一級建築士資格取得支援金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、資格取得に係る試験の合否を確認できる書面等の交付を受けた日から6月以内に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を対象職員に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、各務原市一級建築士資格取得支援金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(手続の省略)

第7条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(支援金の請求)

第8条 第6条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた対象職員は、速やかに規則第14条第2項に規定する補助金交付請求書を提出するものとする。

(支援金を受けた者の責務)

第9条 この要綱の規定による支援金の交付を受けた者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の規定による建築基準適合判定資格者検定の受検資格を満たしてから同検定に合格するまでの間同検定を受検するよう努め、かつ、合格した後は速やかに同法第77条の58第1項の登録を受けなければならない。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(支援金の返還)

第10条 この要綱の規定による支援金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは支援金を全額返納しなければならない。

(1) 各務原市職員の身分を失ったとき(定年による退職を除く。)。ただし、正当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月28日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所属
職名
氏名
職員番号

各務原市一級建築士資格取得支援金交付申請書

資格取得に係る支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

講座等の名称 及び受講先	
受講料の額	円
交付申請額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 受講料の額を証する書面の写し <input type="checkbox"/> 一級建築士試験の合否を確認できる書面の写し

様

各務原市長

各務原市一級建築士資格取得支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一級建築士資格取得支援金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

講座等の名称 及び受講先	
交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 各務原市一級建築士資格取得支援金交付要綱の規定による支援金の交付を受けた者は、建築基準法第5条の規定による建築基準適合判定資格者検定の受検資格を満たしてから同検定に合格するまでの間同検定を受検し、かつ、合格した後は速やかに同法第77条の58第1項の登録を受けなければならないこと。2 各務原市一級建築士資格取得支援金交付要綱の規定による支援金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは支援金を全額返納しなければならないこと。<ol style="list-style-type: none">(1) 各務原市職員の身分を失ったとき（定年による退職を除く。）。(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかになったとき。